

(8) 職員手当の状況 (25年4月1日現在)

区分	土佐町			国		
期末手当	6月期	1.225月分	0.650月分	6月期	1.225月分	0.675月分
勤勉手当	12月期	1.325月分	0.650月分	12月期	1.375月分	0.675月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
	勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
	最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
				その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2~20%加算)		

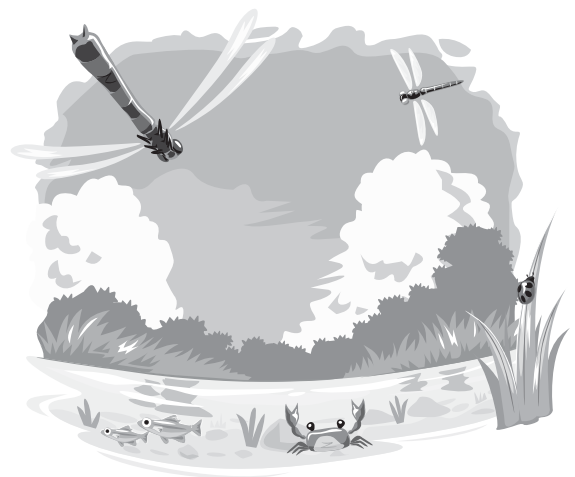
時間外勤務手当	23年度	支給総額	8,609千円
		職員1人当たり支給年額	109千円
	24年度	支給総額	9,778千円
		職員1人当たり支給年額	124千円

(25年4月1日)

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 (13,000円) 配偶者以外の扶養親族1人につき (6,500円) 但し配偶者のない場合の1人目のみ (11,000円) 16~22歳の子1人につき加算額 (5,000円)	同じ
住居手当	借家 基礎控除額 (12,000円) 最高支給限度額 (27,000円)	同じ
通勤手当	1 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 最高支給限度額 (55,000円) 2 交通用具利用者 通勤に応じて (2,000~24,500円)	同じ

(9) 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 675,000円
	副町長 580,000円
	教育長 543,000円
報酬	議長 235,000円
	副議長 187,000円
	常任委員長 170,000円
	議員 164,000円
期末手当	(24年度支給割合)
	6月期 1.225月分
	12月期 1.375月分
	計 2.6月分
	(25年度支給割合)
	6月期 1.225月分
	12月期 1.325月分
	計 2.550月分



(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (25年4月1日現在)

	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成24年	平成25年		
一般行政部門	74人	73人	△1	退職不補充
特別行政部門	5人	6人	1	一般的な重複配置
公営企業会計部門	6人	5人	△1	事務の縮小
合計	85人	84人	△1	

(注) 職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

嶺北消防団連合会夏季合同演習第30回操法大会

平成二十五年度嶺北消防団連合会夏季合同演習第30回操法大会が8月25日(日)に土佐町ふれあい広場で開催されました。この大会は、消防技術の向上と団員の士気高揚を図ること等を目的に行われており、7月25日(木)に行われた土佐町予選大会で入賞したチームが土佐町消防団代表として出場し、ポンプ自動車の部で中央分団が優勝、小型ポンプの部では古奈川分団が優勝しました。

各分団とも統一指導日から約2ヶ月の長期に渡る練習の成果を十分に発揮し、キビキビと規律正しく統制のとれた競技内容でした。当日はあいにくの雨でしたが、選手は汗だくになりながら操法競技に取り組み、それを応援する各分団の団員たちの熱心な姿が印象的でした。



●土佐町予選大会結果

◆ポンプ自動車の部

- 優勝 中央分団B
- 第2位 田井分団A
- 第3位 中央分団A

◆小型ポンプの部

- 優勝 古奈川分団A
- 第2位 松ヶ丘分団A
- 第3位 南川分団

●嶺北大会結果

◆ポンプ自動車の部

- 第1位 土佐町中央分団
- 第2位 本山町吉野分団
- 第3位 本山町中央分団

◆小型ポンプの部

- 第1位 土佐町古奈川分団
- 第2位 土佐町松ヶ丘分団
- 第3位 本山町中央分団

防災の日に「防災訓練」

本年9月1日の「県下一斉避難訓練」及び「地域のみんで自主防災訓練」は台風15号の影響により非常に激しい雨が予測されるなか、各部落や自主防災組織の判断により訓練の中止や訓練内容を変更するなどにより実施されました。

町では、孤立集落を想定し、町の無線設備による通信訓練や、アマチュア無線クラブの協力による通信訓練が行われ、災害発生により電話、携帯電話等が不通となった場合を想定し、無線による通信訓練を実施しました。



※「防災の日」は、1960年(昭和35年)に、内閣の閣議了解により制定され、9月1日の日付は、1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災にちなんだものです。また、例年8月31日～9月1日付近は、台風の襲来が多いとされる二百十日にあたり、「災害への備えを怠らないように」との戒めも込められています。

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際に年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

主婦年金からの切り替えの手続きが
2年以上遅れたことがある方

今すぐ手続きを！



原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦・第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続)をして、保険料を納めなくてはなりません。この手続が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※) 妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。



● 手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

● 保険料納付で年金額アップ！

手続きをすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

● 詳しくは、

国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050

またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

セット健診(未受診者対象)のお知らせ

～健診を受け忘れていませんか??～



6月～7月に、町内各会場でがん検診(胃・胸部・大腸がん・前立腺)と国保被保険者を対象とした特定健診のセット健診を実施しましたが、受診することができなかった方は下記のセット健診(未受診者健診)をご活用ください。今年度、最後のセット健診となります。

- 日程** 平成25年10月13日(日)
- 場所** 保健福祉センター(あじさいホール)
- 内容**

	対象者	受付時間
胸部検診	40歳以上	8:00～9:00
胃がん検診	40歳以上	8:00～9:00
特定健診	40歳～74歳の国保の被保険者等	8:30～9:30
前立腺がん検診	50歳以上男性	8:30～9:30
肝炎ウイルス検診	40歳以上	8:30～9:30
大腸がん検診	40歳以上(事前申し込み者)	8:00～9:30

●胸部検診・胃がん検診・前立腺がん検診を今年度未受診者の方には、10月上旬頃までに受診票を送付致しますのでご確認ください。

●大腸がん検診は、事前の申し込み制になっておりますので、受診を希望する方は、**役場健康係(Tel 82-0442)**まで、ご連絡ください。大腸がん検診は**11月27日(水)**にも未受診者検診を実施します。

●国保被保険者を対象とした特定健診の受診を希望される方は、5月末に配布した、受診券(黄色)および記入した問診票をご持参の上、会場にお越しください。

40歳から74歳までの国民健康保険加入者の方へ

～特定健診の受診についてお知らせ～

特定健診(地域におけるセット健診)につきましては、平成25年10月13日(日)をもって終了しますが、**平成26年3月31日までの期間中**、特定健診実施医療機関や人間ドックとの同時実施で特定健診が受診できます。特定健診の受診券(黄色)が発行されており、まだ受診されていない方は、ぜひ、期間中に受診いただきますようお願いいたします。

特定健診実施医療機関および人間ドック・特定健診同時実施機関について、またその他ご不明な点につきましては、

土佐町役場住民課 住民係(国保担当) Tel 0887-82-1110
健康福祉課 健康係 Tel 0887-82-0442 まで、お問い合わせください。





フィールド医学

ご長寿健診が 実施されました

75歳以上の後期高齢者を対象にしたフィールド医学ご長寿健診が、8月5日(月)から9日(金)の5日間実施されました。期間中は京都大学、東京女子医科大学、高知大学の医師、学生総勢37名の協力を得て、285名の住民の皆様が受診されました。

健診では身体機能や認知機能、循環器検査(血圧、心電図血液検査)等の詳しい検査を受け、老年内科や循環器、心療内科の専門医にご自分の健康状態や治療の状況について相談を受けました。今年にはフィールド医学が開始されて10年目を迎えます。開始された時からずっと継続して受けていただいている方もあり、この健診を多くの方が楽しみにされています。健診の結果については10月4日、5日の結果報告会で詳しく個別に説明されます。

また、今年もブータン王国からの視察団が来町、ブータンでも土佐町のフィールド医学をモデルに健診を始めたと話されていました。



聖マリアンナ医科大学「高知県地域医療支援講座」主催 市民講座の開催について

- 開催日時 平成25年11月14日(木)
14時30分～16時30分(講演終了後お薬相談を行います)
- 開催場所 土佐町保健福祉センター「あじさいホール」
受講料 無料
- テーマ及び講師
 - 「高齢者での薬の使い方」
熊井 俊夫(聖マリアンナ医科大学、大学院教授)
～くすりの飲み合わせ、食べ物とくすりの取り合わせ～
 - 「高齢者の介護」
和田 由樹(聖マリアンナ医科大学病院、代謝・内分泌内科病棟師長)
～慢性疾患を持つ患者さんの生活のコツ～



●熊井俊夫プロフィール

日本大学薬学部卒業。
聖マリアンナ医科大学薬理学教室に入局。
薬理学教室助手、講師、准教授を経て、現在大学院遺伝子多型・機能解析学教授。
主に循環器薬理学、ゲノム薬理学を中心に、30年以上研究活動を続けている。日本薬理学会、日本臨床薬理学会、日本内分泌学会、日本心血管内分泌学会、日本眼薬理学会等で評議員を務める。趣味はウォーキングと音楽。



●和田由樹プロフィール

高知県高知市出身。
日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程修了後、社会福祉法人聖隷浜松病院看護師、厚生労働省看護研修研究センター看護教員養成課程等を経て、平成17年4月聖マリアンナ医科大学病院入職。現在代謝・内分泌内科病棟師長を務めている。
慢性疾患看護専門看護師資格を有する他、日本赤十字看護大学臨床准教授、日本循環器看護学会査読委員、日本慢性看護学会評議員を務める等社会における活動も豊かである。

*送迎等については役場 健康福祉課健康係「82-0442」までお問い合わせください。

主 催：聖マリアンナ医科大学「高知県地域医療支援講座」、高知県
お問合せ：土佐町役場健康福祉課健康係 ☎0887-82-0442
高知県医療政策・医師確保課 ☎088-823-9660

乳幼児医療・ひとり親家庭 医療助成制度をご利用の皆様へ



保育園、学校管理下（小・中学校（部活動を含む））での負傷または疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、乳幼児医療やひとり親家庭医療制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが保育園、学校管理下での負傷または疾病により受診する場合は、医療機関に乳幼児医療やひとり親家庭の医療費受給者証を提示しないようにしてください。
- 医療機関には、保育園、学校管理下での負傷または疾病であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金（3割相当額）をお支払いください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、保育園・学校を通じて独立行政法人スポーツ振興センターから災害共済給付金（医療費の4割相当）が支給されます。

○災害共済給付金に適用されなかった場合には、後日、福祉医療へ請求することによって医療費の払い戻し（保険診療の一部負担金）が受けられます。



払い戻しを受ける際に必要なもの

- ① 対象となるお子さまの保険証
- ② 対象となるお子さまの受給者証
- ③ 領収書
- ④ 保護者の口座のわかるもの
- ⑤ 保護者の印鑑（認め印でよい）



ご不明な点や医療費の払い戻しについては
土佐町役場 住民課 乳幼児医療担当（電話 82-1110）まで
お問い合わせください。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自動車保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください！

四輪車もちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳細内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

「国民健康保険限度額適用認定証」 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」について

●限度額適用認定証について

療養を受ける際、申請いただきますと、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付いたします。この認定証を医療機関の窓口に表示することにより、1つの医療機関での支払が自己負担限度額までとなりますので、療養を受ける場合は事前に限度額適用認定証の交付を申請するようにしてください。

自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なります（別表のとおりです）。

対象者および自己負担額

◆対象者 1. 69歳以下の方

2. 70歳以上74歳以下の方で、同一世帯のすべての国保被保険者が住民税非課税である方

※通院の高額療養費や、複数の医療機関への支払で限度額を超える場合等は、後日払い戻しとなります。（その際は該当される方へ、高額療養費の支給申請案内を町より通知いたします。）

※この限度額適用認定証は、国民健康保険税の滞納がない場合に限り交付されます。

◆自己負担限度額

表①69歳以下の方の場合

区分	所得区分	自己負担限度額（月額）
A	上位所得者の世帯（基礎控除後の所得が600万円を超える世帯）	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% ※年4回目からは83,400円になります
B	一般（住民税課税）の世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※年4回目からは44,400円になります
C	住民税非課税世帯	35,400円 ※年4回目からは24,600円になります

表②70～74歳で、同一世帯の全ての国保被保険者が住民税非課税である方の場合

区分	所得区分	自己負担限度額（月額）
低Ⅰ	住民税非課税世帯であって、その世帯の所得が一定基準以下の方	15,000円
低Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円

●『国民健康保険限度額適用認定証』・『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付・更新の申請について

有効期限は、発行された月の初日から直近の7月末までです。引き続き入院される場合は、『国民健康保険限度額適用認定証』または『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付申請が必要です。また、交付するためには、必ずその世帯が税の申告を済まされている必要があります。世帯の中に未申告の方がいますと上位所得者世帯とみなされる場合があります。

◆申請に必要なもの 1. 国民健康保険被保険者証 2. 印鑑

●国民健康保険標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方に交付されます。医療機関の窓口に表示しますと入院時の食事代が減額されます。限度額適用認定証の交付時に、住民税非課税世帯の方にはあわせて交付いたします。

区分			入院時 食事療養費	入院時生活療養費（療養病床に入院する 65歳以上の世帯の負担額）	
			食事代（1食）	食事代（1食）	居住費（1日）
上位所得世帯（現役並み所得者） および 一般の世帯			260円	※460円 または420円	320円
住民税非課税世帯	69歳以下の非課税世帯 または 70～74歳の低Ⅱ世帯	申請日より12ヶ月以前の 入院日数が90日までの場合	210円	210円	320円
		申請日より12ヶ月以前の 入院日数が90日を越える場合	160円	210円	320円
	70～74歳の低Ⅰ世帯			100円	130円

※入院時生活療養Ⅰの場合：460円 / Ⅱの場合：420円

【問い合わせ先】 住民課 国保係（電話82-1110）

食育だより

ヘルスメイトの活動紹介

がんばりっ子料理教室

—小学4年生— ……1学期末

「嶺北で作られている食べものを知ろう」をテーマに、嶺北産の食材を使ったピザ作りを行いました。

米粉で作ったピザ生地を円と四角にのばし、具をたっぷりのせて焼き、それぞれ8等分にしました。四角の方は悩んだ班が多く、ほとんどが三角形に切り分け、他の班は四角に切り分けていました。

分数の基礎は、家庭のお手伝いの中でも身につきます。いくつか等に等分するという経験は、相手を思いやる心や、調整する感覚を養います。ぜひ、家庭や地域でも、このような経験をさせてあげてほしいと思います。

3種類のだし汁の材料を当てる「ききだし」と、出来上がり（結果）がどうなるか予想する「実験デザート」作りも行いました。「ききだし」で使った昆布、煮干、削り節のだしは、合わせて米粉うどんのつゆにし、おまけの試食にしました。だしを合わせるとおいしいということが分かってもらえたようで、好評でした。



★★★小・中学生への食育は学校応援団として行っています★★★

料理には、国語・算数・理科・社会、また、いろいろな体験の要素が詰まっています。おいしさの表現、分数の基礎、ものの変化、栄養、歴史、文化など、1つの料理からいろいろなことを知ることができます。調理実習をとおして、知ることの楽しさも伝えていきたいと思っています。

歯と口の健康研修会（健康づくり婦人会との共催）



歯の1本1本を丁寧に磨くことが大事。

力まかせに磨くのではなく、ティッシュペーパー2枚を歯ブラシでこすったときに、破けないぐらいの力(150~200gの力) 加減が理想とのこと。

中央東福祉保健所健康障害課主任の高橋環（たまき）様より、歯と口の健康を守るための体操とケアについてご指導いただきました。歯科衛生士でもある高橋主任のお話は、大変楽しく、正しい歯みがきの仕方も良くわかりました。

入れ歯を使うようになって、お手入れは大事。はずしてから保管方法を誤ると、傷みが早くなり、害虫やネズミにかじられてしまうこともあるそうです。

食べる喜びは生きる喜び。いつまでもおいしく食べるために、また、病気の予防のためにも、歯と口の健康を守ることは大切であるということを感じました。